

From SORA

皆さま、こんにちは。B-GROOW(ビーグロー)の空です。

新年明けましておめでとうございます。

2022年の干支は「壬寅」です。この「壬寅」は、厳しい冬を超えて芽吹き始め、成長の礎となる、ということを示しているそうです。今年と同じ干支だったのが420年前の1602年で、この年は江戸幕府の成立前夜にあたります。新しい時代への胎動が始まった年なのですね。

今号では、働き方のさらなる多様化について特集しています。年金受給開始年齢について、4月より75歳までの繰り下げが可能になります。つまり、70歳以降も働き続けるという選択肢が増えるのです。また、若い世代の職業選択の考え方も変化しています。

虎嘯風生のよい兆しが見えることを期待しつつ、2022年も虎のような勢いで駆け抜けてまいります。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。



空 直美

■ 「複線型」のキャリアを考える

働き方の多様化が進む現在、本業だけではないキャリア形成が注目されています。今回は、「複線型」のキャリア形成について考えます。

■ アスリートの「デュアルキャリア」

皆様は「デュアルキャリア」という言葉を聞いたことがあるでしょうか？「デュアルキャリア」を直訳すると「デュアル=二重」「キャリア=経歴」となり、主にアスリートがスポーツ活動とそれ以外の進学、留学、就職など「複線型」のキャリアを形成する概念です。

従来は競技引退後に就職等の新しいキャリアをスタートする「単線型」のキャリア形成が主流でした。しかし、「単線型」のキャリアには以下のような課題があります。



- ・競技を通して培ったスキルの活かし方がわからない
- ・競技以外にやりたいことを見つけられない
- ・引退後の経済的不安から短期的な選択をしてしまう



このような課題を克服するため、デュアルキャリアの考え方が注目されているのです。

日本で初めてプロ野球選手から公認会計士となった奥村武博さんが代表理事を務める「一般社団法人アスリートデュアルキャリア推進機構」の存在や、株式会社マイナビが行っている「マイナビアスリートキャリア」のサービスなどからも、デュアルキャリアを推進する動きが高まっていることがわかります。

■ 「パラレルキャリア」とは

アスリートの「デュアルキャリア」について取り上げましたが、「複線型」のキャリア形成の動きはもちろん、アスリートに限ったことではありません。

「パラレルキャリア」とは経営学者のP.Fドラッカーが、著書「明日を支配するもの-21世紀のマネジメント革命」で提唱した考え方です。「本業を持ちながら、第二のキャリアを形成すること」をさし、「複業」ともいわれます。

■ 今注目される「パラレルキャリア」

実は、「パラレルキャリア」がドラッカーによって提唱されたのは1999年、20年以上も前なのですが、今注目されているのには以下のような理由が挙げられます。

- ・平均寿命が延び、本業一本で過ごす価値観が変わり始めたこと
- ・終身雇用や年功序列など、旧来の雇用の仕組みが限界にきていること
- ・政府の副業推進の動きから副業を認める企業が増えてきたこと
- ・先行きが不透明な世の中で、会社に頼らないキャリア設計を意識する人が増えてきたこと

以上のような理由から、「パラレルキャリア・複業」が注目されています。2020年から続く新型コロナウイルスの流行は「パラレルキャリア・複業」を考える動きに拍車をかけたといえるでしょう。

■ 会社が考えるべきこととは

今後は、「パラレルキャリアが当たり前」の時代になるとも言われています。「パラレルキャリア・複業」を実現するためには、まず本業を行う「会社」が「副業」を認めていなければなりません。

副業解禁にはメリット・デメリットの両方が存在しますので、自社が副業を認めるか否かの選択は状況に合わせて慎重に行う必要があります。

また、実際に副業を解禁する場合には就業規則の変更などの手続も必要になります。

■ おわりに

いかがでしたでしょうか。来月は北京オリンピックが開催されます。「デュアルキャリア」を実践するアスリートの活躍もみられることでしょう。

人生100年時代と言われる今、働き方はこれからますます多様化していきます。自社の「副業を解禁するか否か？」の選択について、一度検討してみてくださいはいかがでしょうか。

■ 雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設

複業の在り方について見てきましたが、ここからは、同じ読み方でも意味合いが少々異なる「副業」に注目してまいります。

「複業」は本業を複数持つ働き方をイメージしていましたが、「副業」は中心となる本業があった上で、本業以外の仕事で収入を得る働き方を意味しています。以前は、副業を原則禁止とする企業が多い傾向にありましたが、2018年1月に策定された『副業・兼業に関するガイドライン』などの影響により、副業を解禁する企業が徐々に増えている状況にあります。

このような中で、さらに副業促進の追い風となる『雇用保険マルチジョブホルダー制度』が今月から施行されることになりました。

■ 雇用保険マルチジョブホルダー制度とは？

『雇用保険マルチジョブホルダー制度』は、複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所で適用条件を満たす場合に、本人の申出により特例的に雇用保険の被保険者になることができる制度です。**令和4年1月1日より施行開始**となります。以下の全てが適用要件になります。

- ① 複数の事業所に雇用される**65歳以上**の労働者
- ② 2つの事業所(週所定労働時間5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して、週所定労働時間が**20時間以上**であること
- ③ 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが**31日以上**

■ 本制度の注意点

例のIさんのように3つの事業所で勤務していても、2つの事業所(AとB、もしくはAとC)で合算することになります。

(例) Iさん
 A事業所：16時間/週
B事業所：5時間/週
C事業所：10時間/週
▶Iさんは3つの事業所で働いています。

- 通常雇用保険の手続きは事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度では、適用を希望する労働者本人が手続きを行います。
- IさんがAとCで雇用保険の適用を受けた後、Cを離職しても、AとBで20時間以上あるため、引き続き被保険者期間が継続されます。AとCで資格喪失に係る手続きをし、改めてAとBの資格取得に係る手続きをします。
- 加入後の取扱いは、通常雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。
- 本制度の被保険者(マルチ高齢被保険者)が失業した場合、一定の要件を満たせば、**高齢求職者給付金**を受給することができます。

■ 事業主に求められる対応

今回の制度は労働者本人による手続きとなりますが、資格取得届及び資格喪失届には事業主記載欄があるため、記載依頼があれば速やかに対応する必要があります。また、通常の労働者と同様に、雇用保険料の負担や離職証明書の交付などの対応も必要となりますので、事業主は予め制度概要を把握しておくことが求められるでしょう。

(文責：コンサルティング事業部 久保京子)

株式会社 **B-GROOW**

Mail sora@b-groow.com

HP <https://www.b-groow.com>

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-28博多借成ビル9F

TEL 092-476-7300

FAX 092-476-7307

■ 法改正情報 一令和4年1月1日施行一

■ 傷病手当金の支給期間の通算化

業務外の事由による療養中に支給される**傷病手当金**について、支給期間が見直されます。「支給開始日から1年6ヵ月」という期間の上限自体に変更はありませんが、期間中に一時的に就労して傷病手当金が支給されない日がある場合は、その日分の期間を延長し、通算して1年6ヵ月の期間まで支給されるように改正されます。

■ 任意継続被保険者制度の見直し

健康保険の被保険者が、退職後引き続き最大2年間加入できる**任意継続被保険者制度**について、保険料の算定方法が見直されます。これまでの保険料は、①従前の標準報酬月額、②保険者の全被保険者平均の標準報酬月額のいずれか低い方に保険料率を乗じた額とされていましたが、健康保険組合の規約によって①と定めることが認められます。

また、資格喪失事由については、従来の喪失事由に加えて「被保険者の任意脱退」が可能となります。

B-GROOWビジネスカレッジ講座のご案内

2022年1月

『学び直しのビジネスマナー』 1月12日(水)
講師 樺山 恭子

『コーチング②』 1月18日(火)
講師 平田 奈美

2022年2月

『管理職研修【コミュニケーション】①』 2月1日(火)
講師 福澤 俊幸

『社会保険の基礎知識』 2月8日(火)
講師 久保 京子

『決算書の読み方』 2月16日(水)
講師 望月 教生

★時間はいずれも13:30~16:30です。
お申し込みはこちら

<https://www.b-groow.com/seminar/>

■ 編集後記

新年あけましておめでとうございます。昨年にはニュースライターにお目通しいただきありがとうございました。本年もみなさまの役に立つ情報をスピーディにお届けしてまいります。2022年4月の民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。こちらは140年ぶりの見直しとなり、世の中が大きく変わっていきそうです。

新しい年がみなさまにとって素晴らしい年になりますよう心よりお祈り申し上げます。本年もよろしくお願いたします。

(編集担当：香月裕美)